

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の趣旨

本市では、令和2（2020）年3月に「第3次東広島市男女共同参画推進計画（前期実施計画）きらきらプラン」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

この度、前期計画期間の満了に伴い「第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）きらきらプラン（以下「本計画」という。）」を策定します。

本計画は、本市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進していくための「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」であり、前期計画を受け継ぐ計画です。

男女共同参画社会の実現に向けた様々な現状分析や課題の整理をはじめ、社会、経済情勢の変化、国、県の動向や男女共同参画に関する市民意識調査、事業所調査の結果等を踏まえ、より効果的に施策を推進するために策定するものです。

なお、本計画は「女性活躍推進法^{※1}」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法^{※2}」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」

【2】計画のキャッチフレーズ

本計画においては、性別にかかわらず、誰もが輝きながら豊かな人生を送ることができる社会を目指して、前期計画のキャッチフレーズ「あなた、わたし、輝くみんなが創る、東広島」、愛称「きらきらプラン」を継承します。

● 本計画のキャッチフレーズ ●

あなた、わたし、輝くみんなが創る、東広島

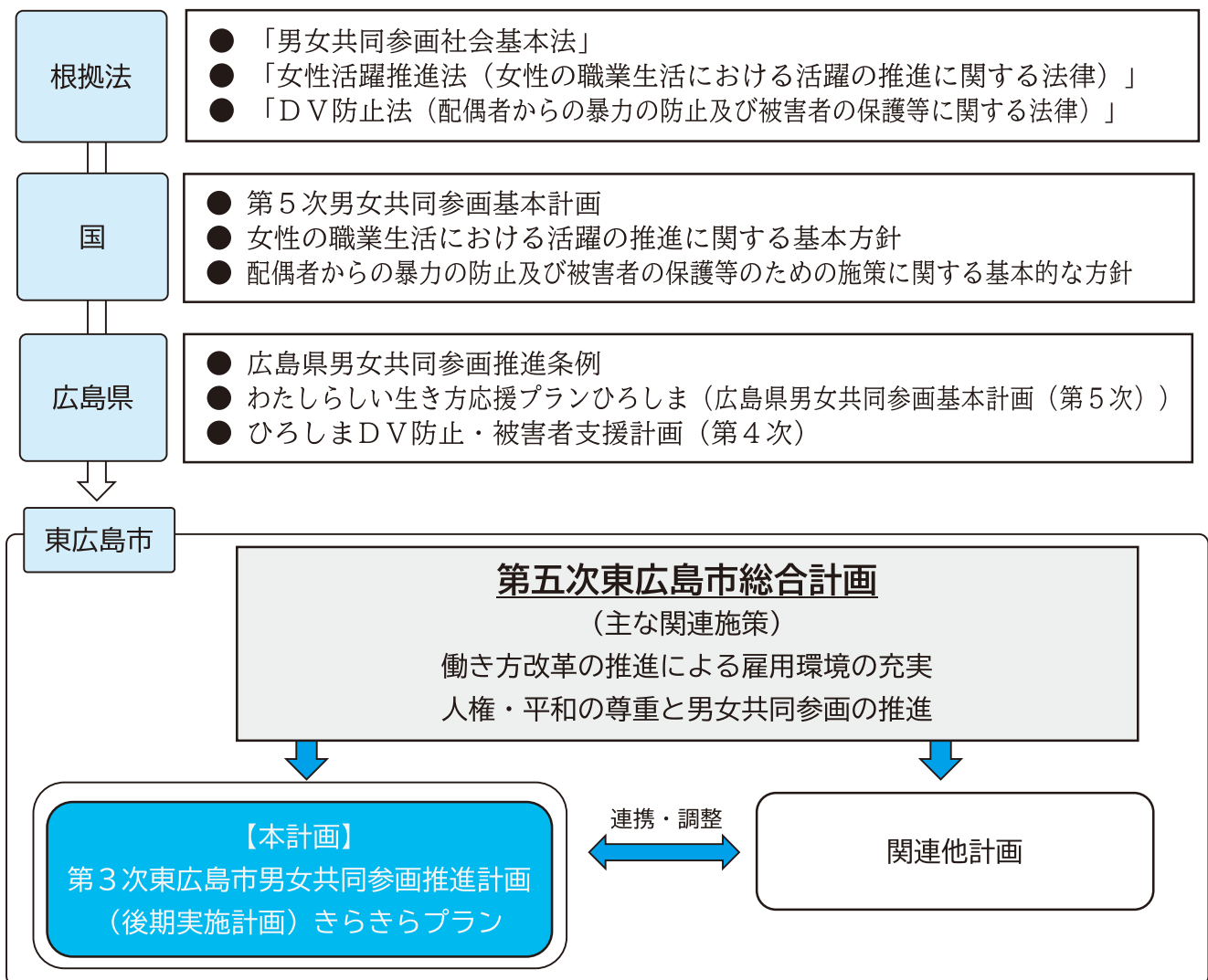
愛称「きらきらプラン」

【3】本計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」をはじめ「女性活躍推進法」「DV防止法」の規定に基づく、市町村の基本的な計画です。

また、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」をはじめ「東広島市地域共生社会推進計画（第4次東広島市地域福祉計画）」「東広島市こども計画」や「東広島市特定事業主行動計画（第4期計画）」「東広島市地域防災計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

【 本計画の位置付け 】



【4】計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間と定めます。最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【5】計画の策定体制

1 東広島市男女共同参画推進審議会における審議

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「東広島市男女共同参画推進審議会」における審議を通して、様々な立場から意見をいただきました。

2 アンケート調査の実施

計画の策定にあたって、本市在住の18歳以上の市民及び市内の事業所を対象としたアンケート調査を行い、男女共同参画に関する意見や問題点、ニーズ等を調査し、施策を検討する上での基礎資料としました。

	市民意識調査	事業所調査
調査対象	東広島市在住の満18歳以上の市民 2,000人 (女性1,000人、男性1,000人)	東広島市内の事業所 200事業所
調査方法	郵送による配布、 郵送及びオンラインによる回答	郵送による配布、 郵送及びオンラインによる回答
調査期間	令和5（2023）年 11月20日～12月8日	令和5（2023）年 11月20日～12月8日
回答状況	配布数 2,000件 有効回答数 807件 (インターネットによる回答323件を含む) 有効回収率 40.4%	配布数 200件 有効回答数 88件 (インターネットによる回答34件を含む) 有効回収率 44.0%

3 関係団体調査の実施

市内の関係団体や事業所等を対象に、男女共同参画の推進に向けての取組の在り方やアイデア等について伺い、今後の東広島市の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的として実施しました。

調査方法	郵送による配布・回収、電子メール等による配信・回収、その他手交等による配布・回収
調査期間	令和6（2024）年5月
回答状況	31団体（配布は49団体）、回収率63.3%

4 パブリックコメント（意見公募）の概要

本計画の素案を人権男女共同参画課、各支所（地域振興課）、出張所、地域センター、生涯学習センター、図書館、人権センター、エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）及び市のホームページで公開し、パブリックコメントを実施しました。

募集期間	令和6（2024）年11月12日～12月11日
意見提出数	5人18件
地域別提出者数	西条4人、高屋1人
年齢別提出者数	50代2人、60代2人、70代1人

【6】SDGsと男女共同参画

SDGs^{※1}とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

第五次東広島市総合計画においても「誰一人取り残さない」という理念に基づき、住み続けられるまち、今、住んでいる人がさらに住みやすくなるまちを目指しています。

本市は、令和2(2020)年7月に、内閣府が進める「SDGs未来都市」に選定され、同年8月には「東広島市第1期SDGs未来都市計画」を策定しました。令和5(2023)年3月には「東広島市第2期SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsの考え方に沿ったまちづくり政策を推進しています。

SDGsが掲げるゴールのうち、特に5番目の「ジェンダー平等^{※2}を実現しよう」は本計画に深く関連しています。そして、SDGs全体においても「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメント^{※3}を達成すること」を目指すもので、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的となっています。

さらに、男女共同参画の推進にあたっては、SDGsの方針に即して、誰もが多様性を尊重し公平な機会が提供され、共に参加できる社会を目指す「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン^{※4}」の考え方にに基づき、より効果的な施策を推進します。



※1 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

※2 性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

※3 自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと。

※4 「ダイバーシティ」は、多様性を認め合い、互いに受け入れ合うことを意味し「エクイティ」は公平性を意味する。「インクルージョン」は性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが平等に機会が与えられ、一体感を持って生活できる環境があることを意味する。これらを一体化した「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I)」とは、多様な人が生活や活動する組織等において、それぞれの人のニーズに合った支援をすることで、誰もが生き生きと生活し、働き、成果を出し続ける環境をつくり出すことを意味する。

